

# 国に対する要望

平成 26 年 7 月

仙 台 市

東日本大震災から3年4か月が経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市におきましては、復興公営住宅への入居が始まるとともに、津波防災の要の一つである東部復興道路の整備が始まるなど、各般の復興プロジェクトが着実に前進しております。

本市の震災復興計画に掲げた5年間の計画期間も残すところ1年8か月となりましたが、被災された方々の一日でも早い生活再建を目指し、復興のトップランナーとして持てる力のすべてを注いでまいりたいと考えております。

来年3月には第3回国連防災世界会議が開催されるところであり、仙台・東北の東日本大震災における経験と教訓や防災、復興に関する取組みを国内外に発信し共有することにより、世界各国における防災の推進に貢献できますよう、関係機関と連携を密にし、万全を期してまいります。

今後、復興に向けて歩みをさらに加速していくとともに、人口減少社会の到来を視野に入れての中長期のまちづくりにも鋭意取り組み、東北の復興を先導する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くございます。この点国においても十分にご理解をいただき、これまでも様々な措置を講じていただいておりますが、なお一層の強力な支援が必要でございます。

つきましては、この度、取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成26年7月

仙台市長 奥山 恵美子

# 目 次

1. 復興を成し遂げるための支援の継続	
(1) 復旧・復興事業の進捗に応じた財政支援 (復興庁、総務省)	1
(2) 被災者に寄り添った生活再建支援の継続 (文部科学省、厚生労働省)	2
(3) 復旧・復興事業の円滑な施工確保 (国土交通省)	3
2. 巨大地震に備えての災害対応体制の強化 (内閣府)	4
3. 未来を育む仙台の創造に向けての取組みの強化	
(1) 若い世代から選ばれるまちとしての魅力づくり (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	5
(2) 持続的な経済成長へ向けての都市の活力づくり (復興庁、外務省、経済産業省、国土交通省)	6
(3) 教育環境の維持・向上への支援の充実 (文部科学省)	7

# 1 復興を成し遂げるための支援の継続

## (1) 復旧・復興事業の進捗に応じた財政支援

(復興庁、総務省)

- 国の「東日本大震災からの復興の基本方針」では、10年間の「復興期間」のうち、平成27年度までの当初の5年間の「集中復興期間」と位置付け、その期間内の財源として復興交付金や震災復興特別交付税が措置されてきたところである。
- 本市では、一日も早い復旧・復興を目指し、東北全体の復興を牽引すべく、震災復興計画を平成27年度までと定め、これまで防災集団移転事業、災害公営住宅の整備等各般の復興事業を鋭意推進してきた。
- しかし、東部復興道路の整備など一部の事業については、着実に進捗しているものの、用地取得に時間を要すること等の事情から、計画期間内の事業完了は極めて困難であり、平成28年度以降も事業の継続が確実である。
- 他の被災自治体においても、復興への取組みは未だ途上にあり、事業の進捗に応じた財源の確保が不可欠である。
- また、津波被害が甚大であった本市東部地域において、復興特区の活用により企業誘致を図るべく、土地区画整理事業を推進しているが、都市計画決定や換地設計などの手続きに時間を要することから現行の特例措置の期間中には土地利用を開始することが困難な見通しである。
- ついては、以下のとおり要望する。

### 要望項目

1. 復興交付金について、平成27年度までに事業計画を提出し採択された事業は、平成28年度以降も対象にするなど、被災自治体の実情に照らし、事業計画の期間を延長するとともに、必要な財源を確実に確保すること
2. 震災復興事業に係る震災復興特別交付税について、復興交付金事業計画の期間の延長に合わせて継続すること
3. 復興特区における税制上の特例措置の期間を5年間延長し、平成32年度までとすること

## (2) 被災者に寄り添った生活再建支援の継続

(文部科学省、厚生労働省)

- 被災者が健やかで安心な暮らしを取り戻すためには、心と身体の健康の維持への取組みとともに、仮設住宅、災害公営住宅における見守り活動や絆づくりなどが非常に重要である。引き続き被災者の生活状況の変化に応じた支援施策を行う必要があるが、「地域支え合い体制づくり事業」等が平成 26 年度で終了となることから、これらを継続する必要がある。
- 緊急雇用創出事業については、一部を除き平成 26 年度で終了となるが、他地域の沿岸部や原発事故被災地域からの避難者を含め被災者の雇用の確保に向け、大きな役割を果たしており、事業の継続は必要不可欠である。
- 被災児童生徒就学援助事業については、平成 26 年度まで予算措置されているが、被災者の生活再建は途上であり、経済的な困窮により児童生徒が就学困難な状況に陥ることのないよう、継続的な支援が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

### 要望項目

1. 被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、心のケアを含む健康支援など、健やかで安心な暮らしに向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、必要かつ十分な財政支援を行うこと
2. 被災地域の雇用の実態を踏まえ、当分の間、緊急雇用創出事業を継続すること
3. 被災した児童生徒の教育機会を確保するための支援を継続的に実施できるよう、平成 27 年度以降も必要な財源措置を講ずること

### (3) 復旧・復興事業の円滑な施工確保

(国土交通省)

- これまで、国において、技術者等の確保、予定価格の適切な算定等、様々な対策を打ち出しているところであるが、平成25年度の本市発注の土木工事は、復旧・復興工事等の急激な需要増に伴う労務・資材単価の上昇などにより入札不調発生率は44%となっている。再発注によりほとんどの契約が締結に至っているものの、依然として高止まりの状況である。
- 昨年4月に続き、先般労務単価の大幅な改定が示されたが、被災自治体では、未だ技能者の確保が困難な状況である。
- また、国において、被災地での工事の実態を反映した積算基準を策定する等改善に向け取り組んでいるが、復旧・復興工事が本格化する中で、今後とも状況に応じた対応が必要である。
- さらに、生コンクリートは、復旧・復興事業にとって重要な資材であるが、災害公営住宅などの建設工事が加速し、今後も生コンクリート不足が懸念されるところであり、継続的な安定供給対策が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

#### 要望項目

1. 復旧・復興工事における技能者を確保するため、引き続き関係団体との連携等により、全国的な調整等の環境整備を図ること
2. 復興工事において重要な生コンクリートなどの建設資材について、引き続き関係団体との連携等により、国において供給体制の強化を図ること

## 2 巨大地震に備えての災害対応体制の強化

(内閣府)

- 東日本大震災は、極めて広範囲にわたって甚大な被害をもたらした未曾有の大災害となった。従来の災害対応法制は、国、都道府県、市町村の役割分担が固定的であったため、被災自治体の主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたすなど、迅速かつ適切な災害対応を妨げる制度上の問題が浮き彫りになった。
- 南海トラフ巨大地震や首都直下型地震など巨大地震への備えが求められる中、より効果的な災害対策の枠組みを構築するため、大都市について、その有する能力を住民の救助や他自治体の支援等に最大限活用できるよう、災害対応法制を見直していくことが急務である。
- 罹災証明の認定基準では、損害割合が50%で再建可能な住家も、津波で完全に流失した住家も、同じ全壊と認定されること、集合住宅は原則1棟全体で判定するとしつつ、例外的に各住戸の被害状況に応じた判定が並存していること、造成宅地の崩落被害に関する被害程度の認定基準が存在しないこと、などの課題がある。
- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に比するものとは限らず、その結果各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化した。
- ついては、以下のとおり要望する。

### 要望項目

1. 災害救助法について、自立的・自発的に被災者の救助にあたることができるよう、指定都市の市長も救助の主体と位置付けること
2. 災害対策基本法について、都道府県知事の応急措置にかかる従事命令等の権限を、当初から指定都市の市長も行使できるようにすること
3. 罹災証明について、今回の被害実態を踏まえ、認定基準の見直しを行うとともに、各種支援制度における関連付けのあり方を早急に整理すること

### 3 未来を育む仙台の創造に向けての取組みの強化

#### (1) 若い世代から選ばれるまちとしての魅力づくり

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 喫緊の課題である保育所整備等については、国の「安心こども基金」を活用しているが、補助基準額が一部見直されたものの、資材単価等の高騰もあり、依然として実経費と補助基準額との乖離が大きく、施設設置者の負担が増大している。新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金については、補助水準の維持・充実が必要である。
- 放課後児童健全育成事業について、児童クラブの対象学年の拡大等により利用児童の増加が見込まれ、新たに施設整備等が必要となるが、用地取得費やプレハブリース料が補助対象とされていないなどの課題がある。
- おたふくかぜについては、感染力が強く、罹患した場合には重症化や後遺症を残す可能性があることから、本市では予防接種への助成を独自に行っているが、任意接種にとどまっており、早期の定期接種化が必要である。また、平成26年10月から水痘・高齢者肺炎球菌の定期接種化が図られる予定であり、接種費用については国の地方交付税措置がなされているが、費用の全額を対象としたものとなっていない。
- ついては、以下のとおり要望する。

#### 要望項目

1. 待機児童の解消を進めるため、新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実するとともに、東日本大震災の被災地に係る補助基準額を別途定めるなどの特例措置を講じること
2. 放課後児童健全育成事業について、補助制度の拡充を図るとともに、自治体の実情に応じた柔軟な制度とすること
3. 任意接種とされているワクチンを早期に定期接種化するとともに、既に定期接種化されたワクチンも含めて、予防接種にかかる経費について全額国の負担とすること



## (2) 持続的な経済成長へ向けての都市の活力づくり

(復興庁、外務省、経済産業省、国土交通省)

- 国におけるビジット・ジャパン地方連携事業等の取組みにより、海外からの旅行者数は全国的には大震災前の水準へ回復しているが、仙台・東北地方においては風評被害等により回復が進んでいない状況にある。
- 本市においては、学術会議の誘致や展示施設の整備を進めているが、復興の状況を国内外に発信していくとともに、交流人口の回復と地域の活力を取り戻すためには、自治体等の努力に加え、「第3回国連防災世界会議」に引き続く、仙台・東北地域における政府系国際会議等の開催が非常に重要である。
- 業況の悪化している中小企業を対象としたセーフティネット保証については、平成26年3月に対象となる業種が大幅に減少したが、販路の縮小、労務・資材単価の高騰、人材不足等により被災地の中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、資金繰りに対する配慮が必要である。
- また、東北地方全体の産業が力強くかつ持続的に復興を成し遂げるためには、ベンチャー企業や中核企業の育成に向け、安定した資金供給が必要である。
- 被災地域の産業の復興を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構は、投資機能を有しているが、被災企業の事業再生を目的としていること、支援決定が平成29年までであることなどから、イノベーションに積極的に取り組む企業に対して長期的に支援できないなどの課題がある。
- ついては、以下のとおり要望する。

### 要望項目

1. 風評被害のため海外からの旅行者数の回復が進んでいない仙台・東北地域への誘客を図るため、引き続き国においても誘客につながる情報を積極的に発信すること
2. 政府系国際会議等の仙台・東北地域開催について、特段の配慮を行うこと
3. 被災した中小企業を支援するため、セーフティネット保証について、被災地の実情に配慮した対象業種の拡大を図ること
4. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、イノベーションの促進や中核企業の育成を目的とした投資を加えるとともに、支援決定の期間を延長するなど、被災地での起業促進と企業の成長を支える仕組みを構築すること

### (3) 教育環境の維持・向上への支援の充実

(文部科学省)

- 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の指定都市への移譲にあたっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を、移譲後に指定都市の財政運営に支障を及ぼすことなく維持することが必要である。
- この移譲に伴い必要となる財源について、指定都市立小・中学校及び特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、人事・給与等に関するシステム構築、給与関係事務に従事する職員の人件費等移管によって生ずる事務関係経費の負担の増加が見込まれるところであり、国において適切な財政措置を確実に行うことが必要不可欠である。
- また、各自治体が児童生徒の教育環境の向上・改善のため取り組んでいる小規模校の統廃合に関しては、国においても指針の見直しや財政支援の拡充について検討が進められているところであるが、児童生徒数の減少に伴い統廃合が必要となる学校は今後も増加することが見込まれる。山間部の小・中学校を統廃合する場合、通学支援が前提となるが、スクールバスの運行経費に係る補助金については年次の制限があるなど課題もあることから、より一層の国の支援が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

#### 要望項目

1. 県費負担教職員制度に係る包括的な権限が移譲されることに伴い必要となる財源について、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること
2. 小・中学校の学校規模適正化に伴う教育環境の整備に係る経費について、自治体の財政負担が増加しないよう、補助基準の見直しなど制度の拡充を図ること